

## 鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 29 日（金）第2893号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）  
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 規 則

- 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則（※）  
（人事課取扱い） 2
- 鹿児島県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則（※）  
（統計課取扱い） 2
- 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）  
（社会福祉課取扱い） 2
- 鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則（※）  
（障害福祉課取扱い） 3
- 母子保健法施行細則の一部を改正する規則（※）  
（子ども福祉課取扱い） 3
- 鹿児島県工業開発等促進条例施行規則を廃止する規則（※）  
（産業立地課取扱い） 4
- 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（※）  
（水産振興課取扱い） 4
- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定め  
る国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則（※）  
（道路維持課取扱い） 5
- 鹿児島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（※）  
（都市計画課取扱い） 6
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則（※）  
（都市計画課取扱い） 7

## 訓 令

- 副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令（※）  
（人事課取扱い） 7

## 告 示

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除  
（環境保全課取扱い） 7
- 救急病院等の認定  
（地域医療整備課取扱い） 8
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定  
（介護福祉課取扱い） 8
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定  
（介護福祉課取扱い） 8
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）  
（障害福祉課取扱い） 8
- 漁船保険付保義務発生（16件）  
（水産振興課取扱い） 10
- 県営土地改良事業の換地計画の決定（3件）  
（農地整備課取扱い） 12
- 県営土地改良事業に係る換地処分  
（農地整備課取扱い） 12
- 基本測量の終了  
（監理課取扱い） 13
- 公共測量の終了  
（監理課取扱い） 13
- 道路の区域の変更（2件）  
（道路維持課取扱い） 13
- 道路の供用の開始（2件）  
（道路維持課取扱い） 14
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可  
（都市計画課取扱い） 15
- 宅地建物取引業法に基づく指定試験機関の名称の変更の届出  
（建築課取扱い） 15
- 始良市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止する規約（※）  
（職員課取扱い） 16
- 道路の位置指定  
（始良・伊佐地域振興局取扱い） 16

## 公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（4件）



生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（昭和45年鹿児島県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（以下「障害者世帯」という。）」を削り、同号イ及びウ中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第3号中「（以下「高齢者世帯」という。）」を削る。

別記第6号様式中「保全し」を「若しくは保全し」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者サービス」を「障害福祉サービス」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県規則第18号

鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則（平成11年鹿児島県規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第1の第1の7の項(10)中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同項(11)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「重度訪問介護」の次に「、同行援護」を加え、「同条第21項」を「同条第26項」に、「同条第22項」を「及び同条第27項」に改め、「同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者援護施設」を削り、同項中「すべて」を「全て」に改め、同表の第1の10の項中「すべて」を「全て」に改め、同表の第1の13の項(7)のイ中「商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）」を「株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）」に、「商工組合中央金庫の」を「株式会社商工組合中央金庫の」に改め、同項(7)のク中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）」に、「公庫の事務所」を「株式会社日本政策金融公庫の事務所」に改め、同項(7)のケ中「日本政策投資銀行法（平成11年法律第73号）第3条第2項」を「株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）」に、「日本政策投資銀行の」を「株式会社日本政策投資銀行の」に改め、同項(7)のセ中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に、「第2条第2項」を「第2条第4項」に改め、同表の第1の15の項から17の項までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同表の第1の18の項(3)中「第9条ただし書」を「第9条第1号」に改め、同項中「すべて」を「全て」に改め、同表の第1の19の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第1の第2の(5)中「空港整備法」を「空港法」に、「第2条第1項」を「第2条」に改め、同表の第2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第1の第3及び第4中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

### 鹿児島県規則第19号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和42年鹿児島県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条から第 8 条までを削る。

第 9 条中「により養育医療」の次に「（同条第 1 項に規定する養育医療をいう。以下同じ。）」を加え、「別記第 8 号様式」を「別記第 1 号様式」に改め、同条を第 2 条とする。

第10条を削る。

第11条中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、「別記第 9 号様式」を「別記第 2 号様式」に改め、同条を第 3 条とする。

第12条中「第13条」を「（昭和40年厚生省令第55号）第13条」に改め、同条を第 4 条とする。

第13条から第16条までを削り、第17条を第 5 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 並びに別記第 1 号様式から別記第 7 号様式までを削る。

別記第 8 号様式中「第 9 条、第12条関係」を「第 2 条、第 4 条関係」に改め、同様式を別記第 1 号様式とする。

別記第 9 号様式中「第11条関係」を「第 3 条関係」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

母子保健法抜粋

（養育医療）

第20条（略）

2～6（略）

7 児童福祉法第20条第 7 項及び第 8 項並びに第21条の規定は、指定養育医療機関について、同法第21条の 2 から第21条の 4 までの規定は、養育医療の給付について準用する。この場合において、同法第21条の 3 第 4 項及び第21条の 4 第 2 項中「都道府県」とあるのは、「市町村」と読み替えるものとする。

児童福祉法抜粋

第21条の 4 都道府県知事（厚生労働大臣が指定した指定療育機関にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事とする。次項において同じ。）は、指定療育機関の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、指定療育機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、指定療育機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 指定療育機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、都道府県知事は、当該指定療育機関に対する都道府県の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。

3（略）

別記第 9 号様式を別記第 2 号様式とし、別記第10号様式及び別記第11号様式を削る。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県工業開発等促進条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県規則第20号**

鹿児島県工業開発等促進条例施行規則を廃止する規則

鹿児島県工業開発等促進条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第16号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県規則第21号**

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表経営等改善資金の部 1 の項から 4 の項までの規定中「第13条」を「第14条」に改め、同部 5 の項貸付対象資金の内容の欄中「養殖技術又は、」を「農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は」に改め、同項貸付限度額の欄中「（養殖技術）」を「（農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術）」に改め、同項償還期間及び据置期間の欄中「第13条」を「第14条」に改め、同部 6 の項償還期間及び据置期間の欄及び 7 の項償還期間及び据置期間の欄中「第13条」を「第14条」に改め、同部その他の貸付条件の欄中「予備検査」を「検査」に、「第65条の 6」を「第65条の 6 第 2 項」に改め、同表青年漁業者等養成確保資金の部 3 の項貸付限度額の欄中「施行通知」を「沿岸漁業改善資金助成法の施行について（昭和54年 4 月 27 日付け54水研第613号農林水産事務次官通知）」に改め、同項その他の貸付条件の欄中「予備検査」を「検査」に、「第65条の 6」を「第65条の 6 第 2 項」に改める。

第 5 条第 2 項中「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第22号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則（平成21年鹿児島県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

「

左 欄	中	欄	右 欄
-----	---	---	-----

」

を

「

左 欄	中	欄	右 欄
曾於市	222号		維持及び修繕のうち 植栽物の管理
	269号		

」

に改め、同表に次のように加える。

南種子町	58号		維持及び修繕のうち 除草及び植栽物の管理
------	-----	--	-------------------------

第 2 条の表中

「

左 欄	中	欄	右 欄
-----	---	---	-----

」

を

「

左 欄	中	欄	右 欄
曾於市	都城隼人線		維持及び修繕のうち 植栽物の管理
	志布志福山線		
	南之郷志布志線		
	垂水南之郷線		
	馬渡大川原線		
	大倉田財部線		

」

堤庄内線
財部庄内安久線
飯野松山都城線
塗木大隅線
塚脇財部線
大川原小村線
財部停車場線
北俣停車場線
大隅大川原停車場線
志柄宮ヶ原福山線
長江柴建線
柿ノ木志布志線
末吉財部線
光神山諏訪方線
見帰二之方線
宮ヶ原大崎線
宮ヶ原岩川停車場線

に改め、同表に次のように加える。

南種子町	西之表南種子線	維持及び修繕のうち 除草及び植栽物の管理
	荃永上中線	
	野間島間港線	
大和村	名瀬瀬戸内線（大金久橋から宇検村との境界までの区間に限る。）	維持及び修繕のうち 除草，交通安全施設の修繕及び植栽物の管理
	名瀬瀬戸内線（大金久橋から宇検村との境界までの区間を除く。）	維持及び修繕のうち 交通安全施設の修繕 及び植栽物の管理
宇検村	名瀬瀬戸内線	維持及び修繕のうち 除草
	湯湾新村線	
	曾津高崎線	

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....  
鹿児島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第23号

鹿児島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県屋外広告物条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第144号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び次項に規定する町村を除く町村にある鉄道に接続する地域で当該鉄道の路端から両側1キロメートル以内の区域」を削り、同条第3項中「龍郷町」の次に「喜界町」を加える。

第11条の2第1項第2号中「5平方メートル」を「10平方メートル」に、「5メートル」を「4メートル」に改め、同条第2項中「有する者は、」の次に「条例第19条の11第1項第3号に該当する者及び」を加える。

別記第7号様式中「はく離」を「剝離」に、「5平方メートル」を「10平方メートル」に、「5メートル」を「4メートル」に改める。

附 則

- 1 この規則中第 3 条第 2 項及び第 3 項の改正規定は平成25年 7 月 1 日から、第11条の 2 第 1 項第 2 号及び別記第 7 号様式の改正規定並びに次項の規定は平成26年 4 月 1 日から、同条第 2 項の改正規定は平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第11条の 2 第 1 項第 2 号の改正規定の施行の際現に鹿児島県屋外広告物条例（昭和39年鹿児島県条例第83号。以下「条例」という。）第 5 条又は第 6 条第 4 項の知事の許可を受けて広告物を表示し、又は掲出物件を設置している場合であって、条例第18条の 2 第 1 項ただし書の規定により同項の管理する者を置いていないときにおける鹿児島県屋外広告物条例施行規則第11条の 2 第 1 項の規定の適用については、なお従前の例による。

.....

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第24号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則  
風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年鹿児島県規則第53号）は、  
廃止する。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第 1 号

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令  
副知事の担当事務に関する規程（平成18年鹿児島県訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「山田裕章」を「布袋嘉之」に改め、同条第 3 号中「丹下甲一」を「佐々木浩」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第361号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定により、平成23年 1 月14日鹿児島県告示第24号で指定した形質変更時要届出区域の一部について、次のとおり指定を解除する。  
平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
出水市大野原町2080番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定を解除する形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部環境保全課に備え置いて閲覧に供する。）

### 鹿児島県告示第362号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 1 診療所の名称及び所在地

診療所の名称	所在地
かわはら脳神経外科クリニック	鹿児島市和田一丁目17番10号

#### 2 認定の有効期限

平成28年4月1日

### 鹿児島県告示第363号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス和月	奄美市名瀬古田町3番地13	株式会社和月	奄美市名瀬末広町16番地1号2階	白浜 和晃	平成25年3月6日	通所介護
デイサービス龍樹	曾於市末吉町諏訪方字五位塚1964番地3	社会福祉法人笠木福祉会	曾於市大隅町中之内4674番地2	中根 賢明	平成25年3月7日	通所介護

### 鹿児島県告示第364号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス和月	奄美市名瀬古田町3番地13	株式会社和月	奄美市名瀬末広町16番地1号2階	白浜 和晃	平成25年3月6日	介護予防通所介護
デイサービス龍樹	曾於市末吉町諏訪方字五位塚1964番地3	社会福祉法人笠木福祉会	曾於市大隅町中之内4674番地2	中根 賢明	平成25年3月7日	介護予防通所介護

### 鹿児島県告示第365号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病院又は診療所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
医療法人高治会内科有馬病院	鹿児島市平之町1番27号	平成25年 3月1日	精神通院医療
大勝病院	鹿児島市真砂本町3番95号	平成25年 3月1日	精神通院医療
医療法人慈風会厚地脳神経外科病院	鹿児島市東千石町4番13号	平成25年 3月1日	精神通院医療
医療法人敬親会豊島病院	鹿児島市下荒田三丁目27番1号	平成25年 3月1日	精神通院医療
鹿児島市医師会病院	鹿児島市鴨池新町7番1号	平成25年 3月1日	精神通院医療
鴨池生協クリニック	鹿児島市鴨池新町5番8号	平成25年 3月1日	精神通院医療
野上病院	鹿児島市小松原一丁目4-1	平成25年 3月1日	精神通院医療
海江田外科	鹿児島市伊敷五丁目18番2号	平成25年 3月1日	精神通院医療
医療法人慈風会厚地リハビリテーション病院	鹿児島市東郡元町11-6	平成25年 3月1日	精神通院医療
医療法人寿信会野口内科	鹿児島市武岡二丁目28番地4	平成25年 3月1日	精神通院医療
地域医療福祉ステーションひまわり病院	鹿児島市上之園町20番28号	平成25年 3月1日	精神通院医療
大坪こどもクリニック	鹿児島市田上二丁目15-11	平成25年 3月1日	精神通院医療
武井内科クリニック	鹿児島市上之園町34-20-2階	平成25年 3月1日	精神通院医療
岩尾病院	鹿児島市甲突町17番18号	平成25年 3月1日	精神通院医療
医療法人慈風会厚地脳神経外科・放射線科クリニック	鹿児島市照国町13-37	平成25年 3月1日	精神通院医療
医療法人増田クリニック	鹿児島市山之口町1-30出原ビル6F	平成25年 3月1日	精神通院医療
医療法人田中脳神経外科クリニック	鹿児島市山之口町1番30号出原ビル3F	平成25年 3月1日	精神通院医療
医療法人慈恵会土橋病院	鹿児島市西田一丁目16-1	平成25年 3月1日	精神通院医療
医療法人八宏会河井脳神経外科	鹿児島市小松原二丁目10番19号	平成25年 3月1日	精神通院医療
医療法人けいゆう会うちむら脳神経外科クリニック	鹿児島市下伊敷一丁目43-2種子田ビル1F	平成25年 3月1日	精神通院医療
医療法人童仁会池田病院	鹿児島市西田一丁目4-1	平成25年 3月1日	精神通院医療

#### 鹿児島県告示第366号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ふれあい薬局	霧島市国分府中町34番38号	平成25年 3月1日	精神通院医療

**鹿児島県告示第367号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、かいゑい加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第368号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、指宿加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第369号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、岩本加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第370号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、里加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第371号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鹿島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第372号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、福山加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第373号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、加世田加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第374号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した

結果、久志加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第375号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、志布志加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第376号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、東加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第377号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、大根占加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第378号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、根占加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第379号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、佐多岬加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第380号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、内之浦加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第381号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、船間加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

#### 鹿児島県告示第382号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、宇検加入区について、同法第112条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第383号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備大隅地区木場迫換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年 4 月 1 日から同月26日まで
- 3 縦覧場所  
曾於市役所耕地課

**鹿児島県告示第384号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備横川地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年 4 月 1 日から同月26日まで
- 3 縦覧場所  
霧島市役所耕地課

**鹿児島県告示第385号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営畑地帯総合整備（担い手育成型）伊美地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年 4 月 1 日から同月26日まで
- 3 縦覧場所  
和泊町役場耕地課

**鹿児島県告示第386号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備松元地区田原春換地区の換地計画に係る換地処分を、平成25年 3 月 21 日に行った。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第387号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成24年10月26日鹿児島県告示第1173号で告示した基本測量の実施は，平成25年2月28日終了した旨の通知があった。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第388号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，曾於市長から平成24年11月16日鹿児島県告示第1249号で告示した公共測量の実施は，平成25年3月8日終了した旨の通知があった。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成25年3月29日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	
国道	226号	南さつま市坊津町泊字法光寺平9054番5地先から同市坊津町泊字荒所40番1地先まで	前	4.0～48.6	1,371.0	
		南さつま市坊津町泊字下楠崎9060番8地先から同市坊津町泊字荒所40番1地先まで	前後	13.2～67.8 13.2～65.6	1,401.7 1,401.7	
		267号	薩摩郡さつま町柏原字三段溝1416番1地先から同町柏原字川原754番1地先まで	前 前 後	8.0～30.6 13.0～30.0 13.0～30.0	253.0 244.0 244.0
	県道	鹿児島吉田線	鹿児島市吉野町1125番1地先から1122番地先まで	前 後	26.2～60.8 27.0～70.0	107.6 107.6
			永吉入佐鹿児島線	鹿児島市上谷口町2997番2地先から4843番1地先まで	前 後	7.4～16.4 10.5～20.2
		鹿児島市上谷口町4802番1地先から4775番地先まで		前 後	6.3～10.0 7.0～18.5	135.9 135.9
郡元鹿児島港線		鹿児島市東開町字東開3番117地先から1番3地先まで	前 後	26.0～28.5 26.0～38.5	598.0 598.0	
			下里湊宮ヶ浜線	指宿市西方字磯平3713番1地先内	前 後	8.6～9.2 18.6～23.3
松元川辺線		鹿児島市上谷口町3011番1			前	6.5～11.4

		地先から4843番4地先まで	後	6.5～13.3	67.0
郷戸市来線		いちき串木野市川上字ヲトロシ坂3203番4地先から同市川上字山ノ神ヶ字都3198番地先まで	前	3.6～18.5	295.4
			後	6.5～40.6	293.5
山田湯之元停車場線		鹿児島市郡山岳町91番1地先から132番5地先まで	前	8.6～44.0	59.7
			後	11.0～44.0	59.7

## 鹿児島県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	267号	薩摩郡さつま町柏原字三段溝1416番1地先から同町柏原字川原754番1地先まで	平成25年 3月29日
県道	鹿児島吉田線	鹿児島市吉野町1125番1地先から1122番地先まで	
	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市上谷口町2997番2地先から4843番1地先まで	
		鹿児島市上谷口町4802番1地先から4775番地先まで	
	郡元鹿児島港線	鹿児島市東開町字東開3番117地先から1番3地先まで	
	下里湊宮ヶ浜線	指宿市西方字磯平3713番1地先内	
	松元川辺線	鹿児島市上谷口町3011番1地先から4843番4地先まで	
	郷戸市来線	いちき串木野市川上字ヲトロシ坂3203番4地先から同市川上字山ノ神ヶ字都3198番地先まで	
山田湯之元停車場線	鹿児島市郡山岳町91番1地先から132番5地先まで		

## 鹿児島県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
国道	58号	西之表市西之表字松原口16388番1地先から同市西之表字小谷16734番1地先まで	前	9.5～15.2	574.6
			後	9.5～17.5	574.6
県道	野間島間港線	熊毛郡南種子町島間字今出川5660番2地先から同町島	前	12.0～33.4	536.0
			後	12.0～33.4	537.9

	間字古川5765番29地先まで			
	熊毛郡南種子町島間字古川5765番29地先から同町島間字宮田65番地先まで	前	4.3～34.4	285.0
	熊毛郡南種子町島間字古川5765番29地先から同町島間字野崎116番1地先まで	前	11.0～21.7	546.0
	熊毛郡南種子町島間字古川5765番29地先から同町島間字宮田65番地先まで	後	4.3～34.4	285.0
	熊毛郡南種子町島間字古川5765番29地先から同町島間字野崎116番1地先まで	後	11.0～19.2	550.1

**鹿児島県告示第392号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成25年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	58号	西之表市西之表字松原口16388番1地先から同市西之表字小谷16734番1地先まで	平成25年 3月29日
県道	野間島間港線	熊毛郡南種子町島間字古川5765番29地先から同町島間字野崎116番1地先まで	

**鹿児島県告示第393号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
薩摩川内市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 川内都市計画下水道事業
  - (2) 名称 薩摩川内市公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成8年2月14日から平成28年3月31日まで（変更前平成25年3月31日まで）
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**鹿児島県告示第394号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の5第2項の規定により、指定試験機関からその名称の変更について次のとおり届出があった。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定試験機関の名称
  - (1) 変更前  
財団法人不動産適正取引推進機構
  - (2) 変更後  
一般財団法人不動産適正取引推進機構
- 2 変更しようとする日  
平成25年 4 月 1 日

**鹿児島県告示第395号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、始良市との間に次の規約を定め、同市の公平委員会の事務の受託を廃止する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

始良市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止する規約  
始良市と鹿児島県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

**始良・伊佐地域振興局告示第11号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年 3 月 29 日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 3月8日	鹿児島市西陵五丁目17番23号 古川嗣雄	始良市西餅田字上深田188番5	4.02メートル	29.37メートル

**公 告**

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年 3 月 29 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）スーパーセンターニシムタ吉野店  
鹿児島市川上町1943番地1 外21筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成24年10月26日
- 3 意見の概要  
出店にあたっては、関係法令及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年 2 月 1 日経済産業省告示第16号）」に基づき、適切な対応を徹底すること。
  - (1) 交通関係について  
ア 従業員や店舗利用者へ公共交通機関の利用周知に努めること。

イ 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講じるよう努めること。

(2) 駐車場について

ア 身障者用駐車場の配置については、歩行者専用出入口付近に設置し、駐車場及び道路の移動距離が少なくなるように配慮すること。（出入口No.1付近は車の往来が多く、車との接触事故が想定されることから駐車場及び道路の移動距離が少ない歩行者専用出入口付近が望ましい）

イ 路外駐車場の設置にあたって、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。

ウ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。

エ 駐輪場、自動二輪駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図り、利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。

(3) 建物について

ア 当計画地は、準住居地域、第一種低層住宅専用地域及び市街化調整区域に指定されていることから、建築物の建築に際しては、建築基準法などの関係法令等を遵守すること。

イ 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築を行う場合は、着工する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。

屋外広告物を掲出する場合は、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。

(4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 騒音規制法に基づく特定施設（送風機）を有する事業所であることから、必要な届出を行い、規制基準を遵守すること。

イ 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法及び鹿児島市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は事前に届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。

ウ 廃棄物の適正な処理を行うとともに、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底、資源化の推進を図ること。

また、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。

エ 廃棄物の収集車両への積込みについては、深夜・早朝の時間帯を避けるなど、騒音・振動等に関して周辺環境への配慮を行うこと。

オ 廃棄物の保管や収集に伴う悪臭の発生、汚水の外部への流出などがないように留意すること。

カ 3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に取り組むとともに、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に行うこと。

(5) その他について

ア 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

イ 駐車場部分においては宅地造成等規制法第8条に基づく宅造許可が必要である。なお、計画の変更等がある場合は、計画図を持参の上、本市土地利用調整課に再度相談すること。また、敷地面積が2,000㎡以上であることから、国土利用計画法の届出が必要となる場合があるため、すみやかに本市土地利用調整課に確認を行うこと。

## 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年3月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグストアモリ東開店  
鹿児島市東開町4番17の一部
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成24年10月29日
- 3 意見の概要  
出店にあたっては、関係法令及び「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号）」に基づき、適切な対応を徹底すること。
  - (1) 交通関係について  
ア 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講じるよう努めること。  
イ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法について、誘導案内広報、適切な誘導員の配置等により、届出計画を徹底すること。  
ウ 店舗駐車場の出入口において誘導を徹底し、入庫待ちの車両等により、交差点及び店舗前面市道の渋滞を招かないよう状況に応じた適正な対応を行うこと。  
エ 交通管理者（県警交通規制課）との協議、指摘等により既設道路の改良、出入口等に変更が生じた場合は、その都度、道路管理者（谷山建設課）とも協議を行うこと。  
オ オープン時期、お盆・正月・連休等、来店者による交通量が増加する特異日において周辺地域への影響対策を行う際は、交通管理者、道路管理者等と連携を図り、周辺事業所等に対し周知徹底を行うなど、適切な対応を行うこと。
  - (2) 駐車場について  
ア 路外駐車場の設置にあたって、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手続きを行うこと。  
イ 駐車場法施行令においては、原則として、「前面道路が2以上ある場合においては、自動車の出口、入口は、その前面道路のうち、自動車交通に支障の及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。」となっているため、駐車場法の適用を受ける場合は、出入口の設置について、公安委員会との協議を十分行うこと。  
ウ 駐輪場には、施錠バーを設置するなど盗難防止対策に努めること。  
エ 駐輪場、自動二輪駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図り、利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。
  - (3) 建物について  
ア 当計画地は、工業地域、そして「木材団地及び木材加工団地地区地区計画」に指定されていることから、建築物の建築に際しては、建築基準法などの関係法令等を遵守すること。  
イ 本市景観条例に定める一定規模を超える建築物の建築を行う場合は、着工する30日前までに、景観法に基づく景観計画区域内行為届出を行い、景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。  
屋外広告物を掲出する場合は、本市屋外広告物条例を遵守し、許可を受ける必要がある場合には遅滞なく所定の手続きを行うこと。
  - (4) 環境保全（騒音・廃棄物等）について

ア 鹿児島市環境保全条例に基づく特定施設（圧縮機）を有する事業所であることから、必要な届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、室外機の設置場所については、付近の近況に配慮し、適切な場所を選定すること。

イ 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法及び鹿児島市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は事前に届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。

ウ 廃棄物の適正な処理を行うとともに、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底、資源化の推進を図ること。

また、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているか確認をして委託すること。

エ 廃棄物の収集車両への積込みについては、深夜・早朝の時間帯を避けるなど、騒音・振動等に関して周辺環境への配慮を行うこと。

オ 廃棄物の保管や収集に伴う悪臭の発生、汚水の外部への流出などがないように留意すること。

カ 3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））に取り組むとともに、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に行うこと。

(5) その他について

ア 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

イ 計画の見直し等に伴い、土地の区画形質の変更を行う場合には、開発許可が必要となる場合があるため、計画図を持参の上、本市土地利用調整課に事前に相談すること。また、土地の賃借権の設定が権利金を伴うものである場合には、国土利用計画法の届出が必要となるため、契約締結日から起算して2週間以内に届出を行うこと。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により伊佐市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年3月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス大口店  
伊佐市大口里750番1 外5筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法附則第5条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出  
平成24年11月7日
- 3 意見の概要

大規模小売店舗「ダイレックス大口店」の開閉店時刻等の変更に伴う騒音の発生、道路交通への影響等、周辺地域の生活環境に大きな影響はないものと予想されるが来店者及び周辺地域の交通安全対策には万全を期するとともに、生活環境の保持についても十分な対策を図ること。

なお、付近住民からの苦情等の申し立てがあった場合は、誠意をもって対処すること。

.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年3月29日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ダイレックス伊集院店  
日置市伊集院町清藤2006番2 外4筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による新設に関する届出  
平成24年11月7日
- 3 意見の概要  
交通安全、交通渋滞、騒音など大規模小売店舗を設置する事業者が配慮すべき事項について、国が定める指針に基づき、必要な措置を講じていることから、周辺地域の生活環境の保持について支障は無いと考えます。

.....  
競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成25年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする物品等の種類  
物品の購入（電気・通信機器類、医療機器類、計測・理化学機器類、OA機器類、発電機、車両類及び衣料品・寝具類）
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。  
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。  
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）  
イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  
ウ 役員等（資格審査要綱第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人  
エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人  
オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人  
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人  
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人  
ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 調達をする物品等の特質により、(1)から(3)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

### 3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等

#### (1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 所定の誓約書

ウ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

エ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

オ 納税証明書

（ケ）消費税について未納の税額がないことの証明書

（イ）鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては，主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

カ 印鑑証明書

キ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書，個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

ク その他知事が必要と認める書類

#### (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

#### (3) 申請書類の受付期間

平成25年3月29日から同年4月30日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

#### (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからキまでのいずれかに該当する者は，入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され，その処分の日から2年を経過していない者

ウ 営業に関し，許可，認可等を必要とする場合において，これを得ていない者

エ 営業開始後1年を経過していない者又は営業を停止し，若しくは休止した者で営業再開後1年を経過していないもの。ただし，知事が特に必要と認める場合は，この限りでない。

オ 暴力団

カ その役員等が，次のいずれかに該当する法人又は個人

（ケ）暴力団員

（イ）自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用している者

（ウ）暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に

- 暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (イ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (ロ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- キ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を取得した日から平成26年 9 月 30 日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする特定役務の種類

- (1) システム開発業務（システム開発及びプログラム作成）
- (2) コンピュータ関連保守業務（パソコンの保守及びシステムの保守管理）
- (3) O A 機器賃貸業務（O A 機器の賃貸）
- (4) 旅客運送業務（スクールバスの運行）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）に基づき知事が行う入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格を停止されている者を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（資格審査要綱第 2 条第 5 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ

らを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) 調達をする特定役務の特質により、(1)から(3)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

### 3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等

#### (1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 所定の誓約書

ウ 印鑑証明書

エ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

オ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

カ 直前1事業年度の貸借対照表及び損益計算書（個人にあつては，直近の所得税確定申告書の写し）

キ 所定の有資格職員名簿及びそれを証する書類

ク 競争入札に参加しようとする業務について許可，認可等を必要とする場合にあつては，その許可，認可等を受けていることを証する書類

ケ 納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては，主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

コ その他知事が必要と認める書類

#### (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

#### (3) 申請書類の受付期間

平成25年3月29日から同年4月30日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

#### (4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからキまでのいずれかに該当する者は，入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 3の(1)のクの許可，認可等を受けていない者

ウ 営業開始後2年を経過していない者又は営業を停止し，若しくは休止した者で営業再開後2年を経過していないもの。ただし，知事が特に必要と認める場合は，この限りでない。

エ 資格審査要綱第10条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消された者で，その処分の日から2年を経過していないもの

オ 暴力団

カ その役員等が，次のいずれかに該当する法人又は個人

(ア) 暴力団員

(イ) 自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的

- をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- キ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- (5) 入札参加資格審査結果の通知  
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格を有すると決定された日から平成25年12月31日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法  
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

**教育委員会規則**

高等学校へき地生徒寄宿舎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

**鹿児島県教育委員会規則第 6 号**

高等学校へき地生徒寄宿舎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
高等学校へき地生徒寄宿舎の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和40年鹿児島県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「60名」を「64人」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号中「又はへき地学校若しくは特地学校（鹿児島県学校職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第 1 号）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる学校をいう。以下同じ。）に勤務する教育職員の子弟」を削り、同項第 2 号中「。ただし、へき地学校又は特地学校に勤務する教育職員の子弟にあつては寄宿舎から通学可能な地域の高等学校に現に在学する者」を削り、同項第 3 号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第50条第 1 項の規定に基づき、」を削る。

別記第 1 号様式中 「 在 学 学 校 名 」 を 「 入 学 予 定（ 在 学 ）  
高 等 学 校 名 」 に、

卒業した学校名	立 中 学 校
保護者が勤務するへき地（特地）学校名	学 校
保 護 者 (ふりがな) 氏 名	( 歳 ) ( 続 柄 )
現 住 所	連 絡 先 ( 電 話 番 号 )

を、

卒業（予定） 中 学 校 名	立 中 学 校
-------------------	---------

保 護 者	(ふりがな) 氏 名	( 歳) (続柄)
	現 住 所	連絡先(電話番号)

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の高等学校へき地生徒寄宿舍の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成25年 3 月 15 日から適用する。
- この規則の施行の際現に改正前の高等学校へき地生徒寄宿舍の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

鹿児島県立埋蔵文化財センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第 7 号

鹿児島県立埋蔵文化財センター規則の一部を改正する規則

鹿児島県立埋蔵文化財センター規則（平成 4 年鹿児島県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

調 査 第 一 課	南の縄文調査室 第一調査係 第二調査係
調 査 第 二 課	第一調査係 第二調査係

を

調査課	南の縄文調査室 第一調査係 第二調査係
-----	------------------------

に改める。

第 3 条第 1 項調査第一課の項中「調査第一課」を「調査課」に改め、同項第 1 号中「県事業に伴う」を削り、同条第 1 項調査第二課の項を削り、同条第 2 項中「調査第一課」を「調査課」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会公告

警備業雑踏警備業務 2 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務 2 級検定を次のとおり実施する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

- 検定の種別及び級の区分  
雑踏警備業務 2 級
- 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
  - 実施日時  
平成25年 6 月 29 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、受付は、当日の午前 8 時 30 分から午前 9 時までとする。
  - 実施場所

鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番1号）

- (3) 受検定員  
30人（受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもの
- 4 検定の方法及び内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 雑踏の整理に関すること。
    - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 雑踏の整理に関すること。
    - イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
  - (1) 受付の期間及び時間帯
    - ア 期間  
平成25年5月21日（火）から同月31日（金）まで（県の休日を除く。）
    - イ 時間帯  
午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 提出書類
    - ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
    - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
    - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。）
    - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で、受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。）
  - (3) 申請先及び申請方法
    - ア 申請先  
県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
    - イ 申請方法  
受検者本人による申請（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）
- 6 検定手数料  
13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）  
なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
  - (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。  
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
  - (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
  - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
  - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 問合せ先

本検定についての問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099-206-0110内線3014・3018）に行うこと。

**県立病院局企業管理規程**

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

**鹿児島県立病院局企業管理規程第 1 号**

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表助産料の項中「128,000円」を「155,000円」に、「98,000円」を「125,000円」に、「142,000円」を「172,000円」に、「112,000円」を「142,000円」に、「146,000円」を「176,000円」に、「116,000円」を「146,000円」に改める。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

**鹿児島県立病院局企業管理規程第 2 号**

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項の表リハビリテーション技師長の項の次に次のように加える。

心理技師長	心理に関する事務
-------	----------

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

**鹿児島県立病院局企業管理規程第 3 号**

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第 12号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 イの表県立始良病院の項を削る。

別表第 7 ウの表県立始良病院の項中「副院長」を「院長」に改める。

別表第 7 エの表県民健康プラザ鹿屋医療センターの項中

「 事務長 」	を	事務長	に
		臨床検査技師長	
		診療放射線技師長	

改め、同表県立大島病院の項中 「 総看護師長 」 を

総看護師長
-------

外科部長
臨床検査技師長

に改め、同表県立始良病院の項中

「 事務長

を

副院長
事務長

に

改め、同表県立北薩病院の項中

「 総合診療科部長

を

総合診療科部長
診療放射線技師長

に改める。

附 則

この規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。